

第 10 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成22年10月26日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第 10 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議員辞職の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
第 1 号議案の審議の宣告及び採決	5
副広域連合長の挨拶	6
提出議案の上程及び提案理由説明	6
一般質問	8
第 2 号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	16
第 2 号議案の質疑、討論、採決	16
第 3 号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第 3 号議案の質疑、討論、採決	17
第 4 号議案の審議の宣告	18
事務局長の議案概要説明	18
第 4 号議案の質疑、討論、採決	19
第 5 号議案の審議の宣告	19
事務局長の議案概要説明	19
第 5 号議案の質疑、討論、採決	20
第 6 号議案の審議の宣告	20
事務局長の議案概要説明	21
第 6 号議案の質疑、討論、採決	21
広域連合長の閉会挨拶	22
閉会の宣告	22
資 料	
議案の送付について	24
議決一覧	25

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成22年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第10回定例会を次のとおり招集する。

平成22年10月12日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成22年10月26日
午後2時
- 2 場 所 高知市本町五丁目3-20
高知共済会館 3階 大ホール「桜」

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板原 啓文 君 | 2 番 | 有岡 正幹 君 | 3 番 | 柴岡 邦男 君 |
| 4 番 | 小松 文人 君 | 5 番 | 三本富士夫 君 | 6 番 | 西村 和也 君 |
| 7 番 | 和田 賢二 君 | 8 番 | 土居 豊榮 君 | 9 番 | 松本 正 君 |
| 10 番 | 小永 正裕 君 | | | | |
-

議 事 日 程

平成22年10月26日 午後2時開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第5 提出議案の提案理由説明
- 第6 一般質問
- 第7 第2号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案
- 第8 第3号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案
- 第9 第4号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案
- 第10 第5号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第11 第6号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

出席議員

1番	板原 啓文 君	2番	有岡 正幹 君	3番	柴岡 邦男 君
4番	小松 文人 君	5番	三本富士夫 君	6番	西村 和也 君
7番	和田 賢二 君	8番	土居 豊榮 君	9番	松本 正 君
10番	小永 正裕 君				

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君		
副広域連合長	吉岡 珍正 君	笹岡 豊徳 君	
代表監査委員	吉本 雅史 君		
会計管理者	西川 淳一 君		
事務局長	清田 浩嗣 君		

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧 祐藏 君		
書記	北 重紀 君	林 秀樹 君	廣瀬 忍 君
	土居 由実 君		

広域連合事務局職員出席者

課長補佐	前田 隆 君	西岡佐智子 君
主 幹	坂本 麻里 君	

◎開会の宣告

- 議長（西村和也君） それでは、ただいまより、平成 22 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 10 回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後 1 時 58 分 開会

◎議員辞職の報告

- 議長（西村和也君） まず、議員辞職の報告であります。

本年 4 月 22 日に前田哲生議員、また 7 月 27 日に大石哲雄議員が任期満了に伴い、当広域連合議会議員を辞職されておりますのでご報告いたします。

- 議長（西村和也君） 欠員が生じました町村長区分につきましては、安田町長の有岡正幹町長が、また町村議会議員区分につきましては、いの町議会の土居豊榮議長が選挙により当選され、新議員となりました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（西村和也君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（西村和也君） ご異議ないものと、認めます。
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。
-

◎新議員の議席の指定

- 議長（西村和也君） これより、日程に入ります。

まず、日程第 1、新議員の議席の指定を行います。

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 3 条に基づき、新たに議員となりました有岡正幹議員の議席は、議席番号 2 番、同じく土居豊榮議員の議席は、議席番号 8 番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（西村和也君） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第 89 条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、8番土居豊榮議員、9番松本正義議員のお二人の方にお願
いたします。

◎会期の決定

○議長（西村和也君） 続きまして、日程の第3、会期の決定につきまして、議
会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、10月26日の1日間といたしたいと思いますが、ご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎第1号議案の審議の宣告及び採決

○議長（西村和也君） 続きまして、日程の第4、第1号議案高知県後期高齢者医
療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

○議長（西村和也君） 本議題は、4月25日に吉岡珍正氏の副広域連合長として
の任期が満了したことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うもので、
書記の朗読は省略いたします。

○議長（西村和也君） 副広域連合長につきましては、吉岡珍正越知町長を選任
することに、同意を求めるものであります。

○議長（西村和也君） では、お諮りいたします。

第1号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決いたした
いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） ご異議ないものと認めます。

よって、これにより、第1号議案については、これに同意することについて、
賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

○議長（西村和也君） よって、第1号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

午後2時1分

◎休憩の宣告

○議長（西村和也君） 暫時、休憩といたします。

午後2時2分

◎再開の宣告

○議長（西村和也君） それでは休憩以前に引き続き、会議を開きます。

◎副広域連合長の挨拶

○議長（西村和也君） 再任されました、吉岡珍正副広域連合長にご挨拶をお願いいたします。

○副広域連合長（吉岡珍正君） 吉岡珍正でございます。副広域連合長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方のご同意を得まして、再び高知県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任をいただきまして、誠に光栄に存じますとともに、職責の重さに緊張いたしております。

今後、副広域連合長といたしまして岡崎広域連合長を助けまして、この広域連合組織及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に、力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましても、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。就任にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

○議長（西村和也君） ありがとうございます。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（西村和也君） それでは、これより、日程の第5、提出議案の提案理由説明に入ります。

第2号議案から第6号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第10回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関連する状況等につきまして、国政の動向を含めまして申し上げます。

制度開始後3年目となります本年度は、新たな財政運営期間の初年度となりますことから、改定された保険料率に基づきます保険料等の収入によって、事業の運営にあたっています。

本年7月以降に被保険者の方々に通知しております保険料額につきましては、所得の低い被保険者の方々等を対象とする保険料軽減の特例措置が本年度以降も継続されたことに加えて、前2年間の財政運営期間に生じた剰余金と、高知県が設置する財政安定化基金からの交付金を活用することで、保険料の上昇を可能な限り抑制したことなどから、混乱が生じるような状況にはなっていないところで

す。さて、次に、私も委員として参加しております国の高齢者医療制度改革会議での、平成25年度以降の後期高齢者医療制度廃止後の新しい後期高齢者医療制度の検討内容につきまして、申し上げます。

本年8月に確認されました中間取りまとめは、①被用者保険に加入資格のある被保険者は、被用者保険に加入し、それ以外の方々は、市町村国保に加入する。②年齢区分による財政調整を行ない、運営は都道府県単位で行なう。③高齢者の医療費の1割は保険料で賄う。このことなどが主な内容となっています。

この中で、第一段階として後期高齢者医療の財政運営を都道府県単位とすること、そして第二段階として早期に全年齢を対象とした国保の都道府県単位化を図り、簡素でわかりやすい制度体系としていく方向性が確認されましたが、市町村国保の持続的な維持発展のためにも国保の広域化は避けて通れないものと考えておりました、私たちの長年の要望実現に向けて一歩道が開けたものと確信しております。

しかしながら、中間取りまとめの段階では、新たな制度の運営にとって重要な事項である、都道府県単位の運営主体をどこにするか、給付をどこで行うか、保険料のあり方、費用負担・特に公費負担のあり方など、まだまだ多くの課題が残っておりまして、現在引き続き議論が進められている状況であります。

先の改革会議では、高齢者の方々の医療費の増加により、今後、高齢者だけでなく若人世代も含めた保険料負担が増加するという試算も示されておりまして、新たな制度は、被保険者の方々が安心して医療を受けられるものにしていかなければならないと考えております。

年内には、運営主体など残されている課題も含めた「最終取りまとめ」が予定されておりますが、しっかりとした地域保険としての国保制度を確立していかなければ、今後の医療と保険は維持はできないと考えておりますので、改革会議の場におきまして、国の財政支援も含め積極的に意見を述べてまいります。

以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、先ほどご同意いただきました第1号議案の副広域連合長選任議案のほかに、予算議案2件、その他の議案3件です。

まず、その他の議案につきましてご説明いたします。

第2号議案の平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定議案及び第3号議案の平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案につきましては、平成21年度のそれぞれの会計の決算につきまして認定議案をお諮りするものです。

第4号議案の平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案につきましては、平成21年度社会保険診療報酬支払基金からの交付金の清算によりまして返還が生じたことで、歳入歳出予算額をそれぞれ5億858万4千円の増額を行ったもので、社会保険診療報酬支払基金への返還期限が本年8月中旬となっておりますので、議会開催の日程調整が困難であったために専決処分を行わせていただき、そのご承認を求めるものでありますので、よろしくお願いたします。

次に、予算議案につきましてご説明いたします。

第5号議案の平成22年度一般会計補正予算につきましては、平成21年度の決算剰余金を平成22年度に繰り越したものです。

第6号議案の平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、平成21年度特別会計の決算剰余金を平成22年度予算に繰り越して国・県・市町村等の負担金を清算する財源として、また2年間の財政運営の均衡を保つために設置しております後期高齢者医療事業運営基金への積み立てなどのため、歳入歳出予算をそれぞれ24億1,053万9千円増額するものです。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、適切にご決定をお願いいたします。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（西村和也君） それでは、これより、日程の第6、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（西村和也君） 和田議員、通告に従って発言を許します。

○議員（和田賢二君） 議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまから一般質問を行います。

後期高齢者医療制度に代わる新制度を議論している厚生労働省の高齢者医療制度改革会議が8月20日に、新制度の中間取りまとめを決定しました。新制度では、ほとんどの対象者が国民健康保険に加入するものの、国保の中で75歳とか65歳とか年齢区分をおこない、高齢者の医療給付費の財政を別勘定にして、その1割相当

分を高齢者の保険料負担にするというもので、しかも、保険料の負担割合は医療総額が増えれば1割から自動的に引きあがるというものです。

具体的なあり方として、別勘定の年齢は75歳以上か65歳以上か、都道府県単位の国保の運営主体を広域連合にするか都道府県にするか、また70～74歳の患者負担、医療費の2割と法定され1割に凍結中のものをどうするのかなども今後検討とされています。また、これにあわせて市町村国保についても、早期に都道府県単位化を図る方針が出されています。

昨日後期高齢者医療改革会議に厚生労働省が提示をした新制度の内容、その方向性は、高齢者を差別して負担増と医療費抑制を強いる後期高齢者医療制度の根幹を残すもので、姥捨て山と怒りが沸騰し、政権交代に結びついた国民の怒りに応えるものではないと思うが連合長にお聞きをいたします。

70歳から74歳の1割の窓口負担について2割負担への引き上げが検討されています、2011年度予算編成に向けた厚労省提出の概算要求では、現行の高齢者医療制度の負担軽減措置の継続は、予算額を示さない事項要求となっています。

そこで11年度以降も、1割負担を引き上げないよう強く求めるべきだと思うがお聞きをいたします。

高知県は低所得者世帯が全国に比して多くなっていることは、08年度の高知県の国民健康保険料収納率の状況を見てもあきらかですが、日本共産党高知市議団が取り組んでいる市民アンケートでは、約4割の人が、調子が悪くても医者に行かないことがある、と答えて、そのうち6割の人が、行かないのは窓口負担が高いからだ、と答えています。高齢者から切実な声が寄せられていると聞いています。いくつか紹介します。

私は75歳の女性ですが、年とともに体が弱って5年前に脳腫瘍の大手術をして、その後遺症で体がフラフラ、目も悪く、一人暮らしで、いつ他人に迷惑をかけやしないかと毎日が心配です。元気で人に世話をかけないようにと思っていますが、毎月の少しの年金でやっと生活をしています。どうか助けてください。

後期高齢者医療保険料、もう少し安くすることを考えてください。年金生活者に保険料負担があまりにも高すぎます。私の場合は、前の保険より年間102,689円の増になりびっくり。生活費を控えなければならない。国の後期高齢者医療制度の見直しを要望します。

高知市内の潮江診療所で取り組まれている無料低額診療事業が1年を経過しましたが、60件の相談事例のうち、後期高齢者医療制度の方が2名おられました。窓口負担の軽減は命にかかわることが実証されたものです。

第4回高齢者医療制度改革会議に、近藤克則日本福祉大学教授が、65歳以上の高齢者の所得と受診の関連について行われた調査資料を提出しています。

当該調査結果によれば、所得が低いほど、過去1年間に治療を控えたことがあると回答しています。年齢の違いを考慮しても、高所得者の9.3パーセントに対し、低所得者では13.3パーセントが受診を控えているとの結果が示されています。また、低所得者ほど、その理由として費用を上げる割合が高くなっており、高所得者

10.6 パーセントに対し、低所得者は 32.8 パーセントとなっています。現在の自己負担でも、高齢者層に受診抑制が起きていることが明らかとなっています。

一部負担金の一層の軽減が求められます。お金の心配なく治療に打ち込め健康な生活を過ごすことのできるしくみを創っていくことがぜひとも必要であります。

とりわけ高齢者の一部負担金については、かつての無料化から定額制を経て今日では定率制へと移行し、原則的にその患者・被保険者の所得とは無関係に 1 割負担とされています。一定額以上の所得がある場合は 3 割負担となっており、その限りでは応能負担のような体裁になっています。負担軽減は急務だと思います。

一部負担金減免制度の拡充についてお聞きします。法第 69 条では特別の事情の場合の減免が謳われており、施行規則第 33 条では、この特別の事情について災害の場合などと書かれています。私は、狭義の災害時のみに限定せず、広く各自治体の判断による事由を付け加えるべきことを政府に求めるとともに、本県広域連合としても、実態に応じ、独自の解釈で要件を緩和すべきだと思います。

生活保護基準にも満たない年金収入しかないこと自体が、正に特別の事情そのものです。

冒頭に紹介したように、一部負担金が受診抑制と重症化にもつながります。お金の心配をしなくても、必要な診察や治療が受けられる。早期発見早期治療は、結果として医療費の抑制にもつながります。

厚生労働省は、国保法 44 条の減免制度について新基準を出しましたが、9 月 13 日の参議院厚生労働委員会で、日本共産党の田村智子議員の質問に答えて、足立信也政務官は市町村の自主性を担保しなければならない。国の基準は一つの最低限で、上積み由市町村が行うのは望ましいと答弁しています。現に広島市のように、直近の 3 か月の所得が生活保護基準の 1.3 倍で、国保の窓口負担の減免をする恒常的な低所得者対策を実施しています。

そこで高知県における後期高齢者医療制度についても、どのように一部負担金減免について対応しておられるかお聞きをいたします。

高額療養費の自己負担限度額は所得に応じて、低所得のⅠ・Ⅱ、一般、現役並みの四段階に分かれています。たとえば本人の年金収入から言えば、自己負担限度額の区分は低所得Ⅰで入院の限度額が 15,000 円のもの、お孫さんの所得が含まれて一般区分の 44,400 円になる例が報告されています。なぜ後期高齢者医療保険の被保険者だけの所得で見ないのでしょしょうか。他の医療保険の場合、こういうケースでは同居であっても、保険が違えば所得も別です。従来の保険から高齢者だけを強制的に引き剥がしておきながら、限度額の区分判定にあたっては一緒というのは整合性がありません。保険料減額判定でも同じ手法ですが、まことに身勝手な制度という他はありません。

区分判定は本人の所得を基準とするよう改善すべきだと思うがお聞きをいたします。

3 月の定例会で、資格証明書と短期被保険者証についてお聞きしました。答弁では、資格証明書の交付は受診の機会を奪うことがないように慎重な対応が必要であ

ると高知県独自の規程を設けて、機械的な判定をせず、資格証明書の交付はゼロということでした。

引き続き資格証明書ゼロを続けてほしいと思いますが、現状と決意を伺います。

短期被保険者証の交付者については、2月1日現在で463名で、市町村の窓口での手渡しだけでなく、被保険者の方々の受診状況をきめ細かく確認し、郵送により被保険者証の有効期限前までに確実に届けられるよう対応しており、市町村での留め置きについては、3月23日現在で31件とのことでした。

中央社会保障推進協議会が全国調査しています。8月1日現在、41都道府県の合計で3万2,961件で、昨年10月の1.7倍となっています。高知県も812件から1,156件と増加しています。また2月の数字と比べて2倍以上となっています。

増加の原因には、やはり高すぎる保険料の問題があるのではないかと認識についてお聞きをいたします。

手元に保険証がない状態はあってはならないと思いますが、現状と決意を伺います。

3月の定例会で健診の受診率について伺いましたが、なかなか受診率があがっていないということでした。

健診率は市町村によって大きくばらついています。それは、保健事業は市町村で基盤整備が異なり、受診期間や取り組みが異なることが原因ではないでしょうか。

受診期間を延ばしたり、受診券を全員配布に切り替えるなどの改善の努力はどうなっているのか伺います。

住民の健康、病気の予防については、もともと行政、市町村が主体となって行うべきことで、国や県は市町村に対して支援するべきことだと思っています。保険者がこうした保健事業を充実させればさせるほど、財政は膨張し、保険料などの負担も増えていく訳で、広域連合で実施するには無理があると考えます。

国に対し、保健事業は市町村に戻すことを要請してはどうでしょうか。

最後に、高額介護合算療養費についてですけれども、今までの高額療養費については自動償還が行われています。高額介護合算療養費については、申請しないと返還されないのが問題です。自動償還にするべきだと思いますが、どうでしょうか。私はこの申請に立ち会った方から、本当に複雑で通知をもらっても内容が理解できない、また、高齢者が窓口に出向いて申請するのも困難なことが多いと思います、とお聞きしています。

分かりやすく、そして、受け取りやすくするべきだと思いますが、この点についてお聞きしまして質問を終わります。

(岡崎広域連合長挙手)

○議長(西村和也君) 岡崎広域連合長。

○広域連合長(岡崎誠也君) 段々のご質問をいただきましたので、順次お答えを申

上げます。

まず始めに、新しい新制度への方向性という事でご質問をいただきました。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の高齢者の方々をこれまでの保険制度から分離をいたしまして、他の医療保険から独立をさせて、保険証も完全に別となる制度設計がなされたことから、高齢者の方々をはじめとする各種団体等からの反対、そして制度廃止の強い訴えがなされまして、民主党政権の下で平成24年度をもって、廃止をされる方針が立てられているところです。

この廃止の方針を受けまして、昨年11月から継続して開催をされております高齢者医療制度改革会議の中で、新制度の方向性として、後期高齢者医療制度の問題点を改めるとともに、現行制度の利点は残しつつ、今後の医療をまもるためにも国保の広域化を実現するという含めまして、総合的に検討を行っているところでございます。

ご指摘の批判の強かった年齢によって保険制度が違うという点につきましては、高齢者の方々も現役の世代の方々と同じ制度の保険に加入するという点によりまして、制度の改善をするということになっております。

また、75歳以上の高齢者の方々の保険料の増加に関しては、現役世代の負担も増やす、またいわゆる国費としての公費の投入を増やすということで、75歳以上の方々の保険料の伸びを現行の後期高齢者医療制度より抑制をするという方針が示されているところでございます。

今後ともに、ご高齢の方々を始めとします国民の医療費の増高は避けることのできない状況にありますことから、新制度の設計にあたりましては、高齢者の方々の負担にも限界があるというふうな推定をされておりますので、更なる国費の増額が必要となりますので、そのことを強く要望しているところでございます。

次に厚生労働省としましては、70歳から74歳までの高齢者の方々の窓口負担につきまして、現在の法定では2割負担とされておりますが、1割負担で暫定的に運用されておりますが、今回この改革会議の中で2割負担への引き上げが提案されて参りました。平成24年度までは暫定措置として1割負担とされてきているところでありますが、新制度になりますと段階的に引き上げていくという案になっております。

この自己負担割合につきましては、現在の1割負担、これは暫定措置であります。国民の皆様方からの強い要望を受けて実施をしてきた経過もあるところであり、経過措置を設けるという事にしましても、70歳から74歳までのすべての皆様方の窓口負担を、全て2割負担ということにはかなり課題等問題はあるというふうに考えております。

できましたら、現状を維持するということが望ましいところも考えられますが、やはり多くの財源が必要となりますので、現状の維持ができないということになりますと、所得区分を設けることなど、70歳から74歳の中で低所得の方々に対しては1割負担を残すことなど、均衡の取れた負担のあり方ということも意見として申し上げているところでございますので、今後引き続き論議をして参りたいと考えて

いるところがございます。

次に、資格証明書と短期被保険者証に関しましてご質問にお答えを申し上げます。

資格証明書の取扱につきましては、平成 21 年 5 月に出されました国からの通知に基づきまして、資格証明書の交付対象者の方々の判定にあたりましては、特別の事情の有無を必ず確認し、確認できない場合には資格証明書をただちには交付しないこと、さらには、保険料の軽減措置がなされております所得の少ない被保険者の方々について、資格証明書を交付しないことなどとされておりました。現在でも当広域連合では、資格証明書の交付の実績は現時点でないところがございます。

基本的には保険料は、この保険制度の根幹をなすものでございますので、収納額の確保は重要な取り組みと位置づけられているところがございます。また、被保険者間の負担の公平性の観点から、保険料を滞納された被保険者の方が一定期間、この特別の事情に該当しないということが確認された場合には、被保険者証の返還を求めざるを得ないケースもあるというふうには考えております。

次に、本年度の短期被保険者証の交付件数につきまして、前年度より増加しているということがございますが、本年度は制度の開始後 3 年目となりますことから、当広域連合の規定する交付要件に基づきまして、前年度に加えて前々年度と合わせた複数年度にわたります滞納状態の被保険者の方々が、この短期被保険者証の交付対象となっているということが増加につながっているものと認識をしております。

また、滞納の状況につきましては普通徴収によるものとなりますが、参考までに数字を申し上げますが、制度開始の平成 20 年度と比較して平成 21 年度には収納率が 0.59 ポイント上昇をいたしまして 97.53 パーセントとなっているところで、制度見直しに合わせて実施をいたしました広報等によりましてその収納率が 0.59 ポイント上昇したというところに繋がっているのではないかと考えております。

短期被保険者証の交付に際しては、必ず被保険者の方々それぞれの直近の 3 か月以内の受診状況等を確認をいたしまして、受診状況が確認された場合には必ず郵送によりこの短期被保険者証をお届けするというようにしておりました。受診状況が確認されない場合に限りまして、原則として、市町村の窓口でお渡しをするという取扱にしております。

こうした場合に、電話などで窓口に来られないということが確認できれば郵送でお送りをすることなど、被保険者証が被保険者の方々にできるだけ届くような、きめ細やかな運用をしているところでもございます。現時点で県下の市町村に留め置かれている件数は、短期被保険者証等の受取拒否が 5 件、居住実態が無いというケースも 7 件ございまして、受取拒否が 5 件、居住実態が確認ができないというケースが 7 件で合計 12 件となっておりますが、今後とも市町村には、交付にあたって統一した取扱を周知徹底してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、事務局長からお答えをいたします。

[事務局長挙手]

○議長（西村和也君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 和田議員のご質問にお答えします。

始めに、一部負担金の減免制度についてのお尋ねがありました。

一部負担金の減免制度につきましては、取扱要綱を定めておりまして、平成 20 年 4 月の制度の開始時から施行しております。

減免基準の基本的な考え方といたしましては、施行規則第 33 条に規定する災害や事業の休廃止などの特別の事情に該当することを前提としておりますが、事業の休廃止や失業等により収入が著しく減少したときについては、基準を明確にしておく必要がありますので、一時的に生活保護に準じる状況にある世帯を想定いたしまして、入院に要する一部負担金や同一世帯の被保険者の一部負担金を減免の対象としております。

また、減免の期間は原則 3 か月としておりますが、療養が長期にわたる場合はさらに 3 か月更新することができることとしております。

次に、自己負担限度額の区分判定についてのお尋ねがありました。

自己負担限度額の区分判定は、被保険者の属する世帯の所得の状況によって行われておりますが、これは、生活が世帯単位で営まれている現実がありますことから、世帯の負担能力に応じてなされるべきとの考え方に基づくものと理解しております。

しかしながら、制度には個人単位で加入することになりますので、世帯の所得の状況によって判定することは、理解が得られにくいのではないかとといったことから、広域連合の全国組織であります全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、国に対しまして、これまで度々個人単位での判定を要望してまいりました。

その結果でございますが、国からは先ほどお答えいたしましたように、世帯としての負担能力に着目して判定を行っている。また、個人単位で判定することについては、高所得の夫に扶養されているような場合の高齢者についても、一部負担金の割合を 1 割とすることになるなど公平性の観点から困難であることや、同様の仕組みとなっている国民健康保険や介護保険との整合性を考慮する必要があること、などの課題がある。との回答が重ねてなされているところでございます。

次に、健診の受診率の向上にむけての改善の努力はどうなっているのか、とのお尋ねがありました。

広域連合におきましては、健診の受診率を向上させるために、市町村に対しまして、早期に希望者を把握し、受診券を発行することで年度開始とともに健診が実施できるようにすることや、利便性を考慮してがん検診等の他の検診と同時に実施することなどの具体的な取組みをお願いしてまいりました。

平成 22 年度におきましては、生活習慣病で受診されている方は健診の対象外となっておりますことから、受診券を全員に配布することは 2 つの市、町にとどまりますが、16 の市町村で以前に比べて受診期間を長くしておりますし、また、25 の市町村でがん検診との同時実施等の取組みが行われております。

7月までの受診の実績では、前年度と比較して受診者はおよそ200人増加している状況でございます。

次に、国に対し保健事業は市町村に戻すことを要請してはどうかのお尋ねがありました。

健診や保健指導は医療費適正化を推進するという観点から、平成20年4月より医療保険者が実施することになっておりますが、後期高齢者医療制度におきましては、健診は努力義務とされたことによりまして、全国的に健診の受診率が低下いたしました。こうしたことから、新たな高齢者医療制度を検討する中では、75歳以上の方も国保や被用者保険にそれぞれ加入することになり、健診についても国保等の義務とし、国保の健診は市町村が行うこととされております。

現在、国保の特定健診におきましては、その費用について国及び県から合わせて3分の2の支援がありますが、75歳以上の高齢者の健診も義務化されることで、同様に支援していただくことが必要ではないかと考えております。

新たな高齢者医療制度の検討の中では、健診を実施する体制や具体的な仕組みについては検討課題とされておりますので、広域連合といたしましても、今後とも実施体制や健診費用への支援などについて、国の議論を見守ってまいりたいと考えております。

最後に、高額介護合算療養費の申請を分かりやすく、また、給付を受け取りやすくするべきとお尋ねがありました。

高額介護合算療養費は、新たに平成21年度から給付されておりますが、平成21年度は、制度を周知する必要があったことや、医療保険と介護保険の利用状況によって制度ごとに按分するなど複雑な計算方法であること、また、関連する制度ごとに書類がありますことから、送付いたしました通知等も非常にわかりにくい文書になっていたと考えております。

こうしたことから、本年度におきましては、申請の勧奨通知など送付する書類は、内容や文言の見直しを行いまして、より分かりやすいものとするとしております。また、高額療養費と同様に、1度申請をしていただければ、継続して支給するという取扱いをすることとしております。

以上でございます。

○議長（西村和也君） 和田議員よろしいですか。

○議員（和田賢二君） はい。

○議長（西村和也君） これにて、一般質問は終了します。

◎第2号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程第7、第2号議案平成21年度高知県後期

高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要説明につきまして、事務局に説明を求めます。なお、事務局は着席したままで説明をお願いいたします。
清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案についてご説明いたします。

お手元の歳入歳出決算書及び決算に関する説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

一般会計の予算規模は、1億4,263万1千円となっております。これに対しまして、収入済額は1億4,329万3,449円、一方、支出済額は1億4,015万4,688円で歳入歳出差引残額は313万8,761円となっております。

次に、歳入については、予算現額1億4,263万1千円に対し、収入済額は1億4,329万3,449円で、予算現額に対し66万2,449円上回り、予算額に対する割合は100.5パーセントとなっております。一方、歳出については、支出済額は1億4,015万4,688円、不用額は247万6,312円で、執行率は98.3パーセントとなっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

◎第2号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑はないようですので、質疑は終了します。

○議長（西村和也君） 続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論はございませんので、討論は終了いたします。

これより、第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案を採決いたします。

第2号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第3号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続いて、日程第8、第3号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療後期連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案を審議いたします。

書記の朗読は、省略します。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第3号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案についてご説明いたします。

資料の16ページ及び17ページをお開きください。

特別会計の予算規模は、1,189億1,623万5千円となっております。これに対しまして、収入済額は1,204億4,108万957円、一方、支出済額は1,175億4,363万54円で歳入歳出差引残額は、28億9,745万903円となっております。

次に、歳入については、予算現額1,189億1,623万5千円に対しまして、収入済額は1,204億4,108万957円で、予算現額に対し15億2,484万5,957円上回り、予算額に対する割合は101.3パーセントとなっております。一方、歳出については、支出済額は1,175億4,363万54円、不用額は13億7,260万4,946円で、執行率は98.8パーセントとなっております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑はございませんので、質疑は終了いたします。

○議長（西村和也君） 続いて、第3号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論がございませんので、討論は終了します。

これより、第3号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（西村和也君） 挙手多数であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程第9、第4号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。
清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第4号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案についてご説明いたします。

資料は変わりまして、議案及び説明書になりますが、その5ページをお開きください。

7月に、社会保険診療報酬支払基金から交付された平成21年度の後期高齢者交付金が清算され、返還する必要が生じたことにより、議会を招集する暇がなかつ

たため、専決処分といたしました。

平成 21 年度特別会計の決算剰余金を、後期高齢者交付金の返還金へ充当するもので、第 1 条のとおり、歳入歳出それぞれ 5 億 858 万 4 千円を増額しております。以上でございます。

◎第 4 号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑はございませんので、質疑は終了します。

○議長（西村和也君） 続いて、第 4 号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 4 号議案、平成 22 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案を採決いたします。

第 4 号議案について、専決処分を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第 4 号議案は、専決処分を承認することに決定いたしました。

◎第 5 号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程第 10、第 5 号議案、平成 22 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

清田事務局長。

- 事務局長（清田浩嗣君） 第5号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。議案及び説明書の13ページをお開きください。

補正予算の内容は、平成21年度の一般会計の決算剰余金について、これを平成22年度に繰り入れ、市町村負担金を減額するため、予算の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額には異動がございません。

以上でございます。

◎第5号議案の質疑、討論、採決

- 議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（西村和也君） 質疑はございませんので、質疑は終了します。

- 議長（西村和也君） 続いて、第5号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（西村和也君） 討論がありませんので、討論は終了いたします。

これより、第5号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第6号議案の審議の宣告

- 議長（西村和也君） 続いて、日程第11、第6号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。
清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第6号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。議案及び説明書の21ページをお開きください。

主な内容は、平成21年度の特別会計の決算剰余金について、これを平成22年度に繰り入れ、平成21年度の保険給付費等の実績から、国・県・市町村の負担金を清算する財源とするとともに、平成21年度の黒字額を事業運営基金に積み立てるため、また、県に設置されている財政安定化基金の運用収益の見込額が減少し、基金への拠出金額に不足が生じたことから必要な補正を行うもので、第1条のとおり、歳入歳出をそれぞれ24億1,053万9千円増額するものであります。

以上でございます。

◎第6号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑はございませんので、終了いたします。

続いて、第6号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第6号議案平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第6号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（西村和也君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

〔広域連合長挙手〕

○議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は議員の皆様方に置かれましてはご多用のところをお集まりをいただき、それぞれの議案を議決または承認いただきましてありがとうございます。

また、この場をお借りをいたしまして、平成20年2月から本年7月までの間ご尽力いただきました大石哲雄様、また21年5月から本年4月までの間ご尽力いただきました前田哲生様には心から感謝を申し上げます。

当医療制度は開始後3年目を迎え、住民の皆様方には一定ご理解をいただくことができた状況にあります。現政権の下で当医療制度が廃止をされることになっております平成24年度末までの間、広域連合としまして引き続き各市町村とも連携し、被保険者の方々をはじめとします住民の皆様方に、適切な広報につとめて遺漏の無いようにしてまいりたいと考えているところでございます。

議員の皆様方におかれましては、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方には益々のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（西村和也君） それでは、議事運営にご協力を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、平成22年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第10回定例会を閉会いたします。

午後2時58分 閉会

資 料

22 高後広第 520 号
平成 22 年 10 月 4 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 西村 和也 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成 22 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 10 回定例会に提出するため、
下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 2 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案
- 第 3 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案
- 第 4 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案
- 第 5 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 6 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

平成 22 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 10 回定例会 議決一覧

○広域連合長提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	平成 22 年 10 月 26 日	同 意
第 2 号議案	平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案	平成 22 年 10 月 26 日	認 定
第 3 号議案	平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案	平成 22 年 10 月 26 日	認 定
第 4 号議案	平成 22 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案	平成 22 年 10 月 26 日	承 認
第 5 号議案	平成 22 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	平成 22 年 10 月 26 日	原案可決
第 6 号議案	平成 22 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	平成 22 年 10 月 26 日	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員